

令和3年3月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和3年 3月23日 開会

令和3年 3月23日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和3年3月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和3年3月23日（火曜日）

午後1時19分開議

議事日程

1 報告事項

(1) 議会運営委員会審議結果の報告について

2 説明事項

(1) 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

(2) 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

(3) 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

(4) 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(5) 宮古地区広域行政組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(6) 一般廃棄物処理基本計画について

(7) 一般廃棄物処理施設整備基本構想について

(8) 消防指令業務の共同運用について

(9) 令和3年度宮古地区広域行政組合議会の運営について

3 その他

出席議員（11名）

1番	合砂	丈司	君	2番	木村	誠	君
4番	阿部	吉衛	君	5番	伊藤	清	君
6番	高橋	秀正	君	8番	島山	拓雄	君
9番	落合	久三	君	10番	豊間根	信	君
11番	黒沢	一成	君	12番	中村	勝明	君
13番	藤原	光昭	君				

欠席議員（2名）

3番	八重樫	龍介	君	7番	島山	昌典	君
----	-----	----	---	----	----	----	---

説明のための出席者

事務局 長	大森	裕	君
総務課 長	佐々木	俊彦	君
施設課 長	田中	晋	君
施設課 主幹	坂本	好治	君
消防 長	小林	達広	君
消防次長兼総務課 長	中村	光宏	君
消防次長兼消防課 長	島山	毅	君
指令課 長	石田	康典	君

議会事務局出席者

書	記	坂本	百洪
書	記	舘洞	秀徳

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） それでは、ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりました。議会運営委員長にその審議の結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

- 議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告申し上げます。

議事日程でございますが、初めに、議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、監査委員からの令和2年度定期監査及び令和2年度例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものであります。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は、9番、私、落合久三、10番、豊間根信議員をお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月23日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の施策大綱説明では、管理者が議長の許可を得て説明いたします。

なお、一般質問はございませんでした。

日程第4で議案第1号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第5で議案第2号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

日程第6で議案第3号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第7で議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第8で議案第5号 宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

- 議長（藤原光昭君） 議会運営委員長の報告がございました。これについて何か質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（藤原光昭君） それでは次に、説明事項の令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計予算について事務局の説明を求めます。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木俊彦君） 事務局の佐々木です。よろしくお願いいたします。

資料ナンバー1の1ページをお開き願います。

令和3年度予算案の概要をご説明いたします。

1の予算規模でございますが、30億6,364万3,000円でございます。前年度に対し、金額で1億3,736万8,000円、率で4.3%の減となっております。

2の主な増額の項目でございますが、衛生費の主な増額の項目は、ごみ焼却施設の焼却炉耐火材などの機器修繕、し尿処理施設の計装機器更新工事でございます。ごみ焼却施設機器修繕に係る予算額は1億83万1,000円で、前年度に対しまして1,575万4,000円の増額でございます。し尿処理施設の第2衛生処理場計装機器更新工事に係る予算額は1,370万円で、これは新規事業でございます。

消防費の主な増額の項目でございますが、高規格救急自動車2台の購入、職員増に伴う人件費でございます。高規格救急自動車の購入に係る予算額は8,000万円で、前年度に対しまして4,000万円の増額でございます。人件費に係る予算額は16億3万円で、前年度に対しまして2,316万3,000円の増額でございます。

3の主な新規項目でございますが、衛生費の主な新規項目は、最終処分場残存容量調査業務委託でございます。これは、既存処分場の正確な残存容量を把握し、残存年数を定めるために実施するものでございます。予算額は250万円でございます。

消防費の主な新規項目は、宮古消防署変電設備改修工事及びボートトレーラーの購入でございます。宮古消防署の変電設備は、経年劣化による機器の故障が懸念されることから、改修工事を行うもので、ボートトレーラーは、救助用ウレタンボートの搬送を容易にし、災害救助の充実を図るものでございます。宮古消防署変電設備改修工事に係る予算額は1,300万円、ボートトレーラーの購入に係る予算額は200万円でございます。

次に、歳出予算の主な内容につきましてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

1款議会費242万4,000円は、議会運営に要する経費でございます。前年度比較で10万7,000円の減額は、会議録作成委託料の減が主な理由でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,834万3,000円は、職員人件費を含む一般管理事務に要する経費でございます。前年度比較で325万6,000円の増額は、救急隊の感染防止対策の推進を目的といたしますワクチン接種等の委託料の増が主な理由でございます。このワクチン接種でございますが、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査及びワクチン接種でございます。

3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費1億6,216万1,000円は、ごみの収集運搬に要する経費でございます。前年度比較で110万8,000円の減額は、燃料単価の変更による収集運搬委託料の減によるものでございます。

2目ごみ焼却施設費3億9,349万8,000円は、宮古清掃センターの管理運営に要する経費でございます。前年度比較で2,178万9,000円の減額は、ごみ焼却施設総合点検委託料

の減、基本計画策定業務の完了による委託料の減が主な理由でございます。

3目埋立処分地施設費1億3,248万7,000円は、最終処分場の管理運営に要する経費でございます。前年度比較で357万円の減額は、ダンプトラックの整備完了による備品購入費の減が主な理由でございます。

4目し尿処理施設費2億2,125万3,000円は、し尿処理施設の管理運営に要する経費でございます。前年度比較で850万4,000円の減額は、活性炭入替業務の完了による委託料の減が主な理由でございます。

5目汚泥混焼施設費1,260万7,000円は、汚泥混焼施設の管理運営に要する経費でございます。前年度比較で359万円の増額は、機器修繕に係る事業費の増が主な理由でございます。

6目リサイクル施設費7,857万7,000円は、リサイクルセンター等の管理運営に要する経費でございます。前年度比較で584万5,000円の減額は、白色トレイ梱包機等の整備完了による事業費の減が主な理由でございます。

7目災害ごみ処理事業費は事業終了による事業費の皆減でございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費18億853万4,000円は、消防職員の人件費及び消防救急業務等に要する経費でございます。前年度比較で2,294万1,000円の増額は、職員数の増及び定期昇給による人件費の増が主な理由でございます。

2目消防施設費1億2,669万5,000円は、消防施設の整備に要する経費でございます。前年度比較で1億2,280万5,000円の減額は、消防緊急通信指令装置改修工事、新里分署解体工事等の完了による工事請負費の減、宮古消防署の救助工作車の整備完了による備品購入費の減が主な理由でございます。

なお、令和3年度の予算案に計上しております消防施設費の詳細につきましては、8ページの別紙に記載しておりますので、ご参照のほどお願いいたします。

5款災害復旧費は整理科目でございます。

6款公債費、1項公債費、1目元金2,523万1,000円は、ごみ処理施設及びリサイクル施設に係る長期債元金償還金の計上、2目利子142万5,000円は、長期債償還金利子及び一時借入金利子を計上するものでございます。

7款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の主な内容につきましてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金は、組合負担金29億6,961万3,000円を計上するもので、前年度比較で1億215万3,000円の減額でございます。

市町村負担金につきましてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

令和3年度項目別市町村負担金内訳表の下段の合計欄及び負担割合の欄をご覧ください。

市町村ごとの負担金の額につきましては、宮古市は18億2,141万4,000円で負担割合は61.34%でございます。山田町は5億2,827万8,000円で負担割合は17.79%でございます。岩泉町は4億3,896万円で負担割合は14.78%でございます。田野畑村は1億8,096万1,000円で負担割合は6.09%でございます。

大変申し訳ございませんが、4ページ、5ページの歳入の概要にお戻り願います。

2款使用料及び手数料は、行政財産使用料の総務使用料のほか、ごみ及びし尿処理手数料の衛生手数料、危険物取扱許可手数料の消防手数料4,510万7,000円を計上するもので、前年度比較で587万2,000円の減額でございます。減額の主な理由は、衛生手数料のごみ及びし尿の搬入見込量の減による手数料収入の減によるものでございます。

3款国庫支出金は、衛生費及び消防費国庫補助金1,526万5,000円を計上するもので、前年度比較で2,256万5,000円の減額でございます。減額の主な理由は、消防費国庫補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助対象車両の変更によるものでございます。令和2年度の補助対象車両は宮古消防署配備の救助工作車Ⅱ型でございましたが、令和3年度の補助対象車両は宮古消防署配備予定の高規格救急自動車でございます。

4款県支出金は、消防費県負担金741万円を計上するもので、前年度比較で219万2,000円の減額でございます。減額の主な理由は、岩手県防災航空隊へ派遣いたします職員の変更による人件費の減によるものでございます。

5款財産収入は36万1,000円を計上するもので前年度と同額でございます。

1目財産貸付収入36万円は、宮古地区交通安全協会に対する土地貸付料でございます。

6款繰越金は整理科目でございます。

7款諸収入は、組合預金利子及び雑入2,588万6,000円を計上するもので、前年度比較で458万6,000円の減額でございます。減額の主な理由は、資源物売払単価の低下による売払収入見込額の減によるものでございます。

以上が令和3年度予算の概要説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて質問ございましたらどうぞ。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤原光昭君） それでは次に、令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について事務局の説明を求めます。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木俊彦君） それでは、資料ナンバー2の1ページ、2ページをご覧ください。

このたびの補正予算でございますが、事業費の確定及び事業の執行見込みにより予算額を減額補正するものでございます。

歳入におきましては、補正額の財源内訳に記載してありますとおり、特定財源は国庫支出金を減額、一般財源は分担金・負担金を減額し、使用料及び諸収入を増額するものでございます。

補正額は歳入歳出それぞれ8,020万6,000円の減額でございます。

歳出の概要からご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

1款議会費は144万6,000円を減額するもので、議員研修の中止による旅費等の減額のほか、実績見込みによる委託料等の減額でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は378万6,000円を減額するもので、実績見込みによる旅費等の減額のほか、派遣職員の異動に伴う人件費負担金等の減額でございます。

2 目公平委員会費は、公平委員会事務委託料1,000円を減額するものでございます。

2 項監査委員費、1 目監査委員費は5万2,000円を減額するもので、実績見込みによる委員報酬及び旅費の減額でございます。

3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費は2,014万1,000円を減額するもので、実績見込みによる事業費等の減額のほか、契約確定による委託料及び工事請負費等の減額でございます。

3 目埋立処分地施設費は798万1,000円を減額するもので、契約確定による委託料及び備品購入費の減額でございます。

4 目し尿処理施設費は1,636万9,000円を減額するもので、実績見込みによる事業費等の減額のほか、契約確定による委託料の減額でございます。

5 目汚泥混焼施設費は91万8,000円を減額するもので、実績見込みによる事業費等の減額でございます。

6 目リサイクル施設費は172万6,000円を減額するもので、ポスターコンクールの中止による報償費等の減額のほか、契約確定による委託料等の減額でございます。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は1,293万8,000円を減額するもので、実績見込みによる人件費の減額のほか、契約確定による委託料等の減額でございます。

2 目消防施設費は1,484万8,000円を減額するもので、契約確定による工事請負費及び備品購入費等の減額でございます。

続きまして、歳入の概要をご説明いたしますので、3 ページ、4 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金は8,297万3,000円を減額するものでございます。構成市町村別の補正額は4 ページの主な増減理由等の欄に記載してありますように、宮古市は5,630万4,000円の減額、山田町は1,227万8,000円の減額、岩泉町は1,046万2,000円の減額、田野畑村は392万9,000円の減額でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は8万4,000円を増額するもので、組合土地等の使用料の収入実績による増額でございます。

2 項手数料、1 目衛生手数料は8,000円を増額するもので、一般廃棄物処理業許可手数料の収入実績による増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金は4万2,000円を減額するもので、放射性セシウム濃度分析業務の実績見込みによる廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の減額でございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は271万7,000円を増額するもので、東京電力の賠償金を計上するものでございます。

資料といたしましては、7 ページ、8 ページに市町村負担金総括表、9 ページ、10 ページに給与費明細書を添付してございますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

以上が補正予算（第4号）の概要説明でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） それでは次に、宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例について事務局の説明を求めます。

畠山消防次長。

○消防次長兼消防課長（畠山 毅君） それでは、宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料ナンバー3の1ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、宮古地区広域行政組合火災予防条例に規定する事項について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、改正の内容につきましては、（1）として対象火気設備等のうち急速充電設備の全出力の上限を200キロワットに拡大するもの、（2）として急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正しようとするものでございます。この急速充電設備につきましては、電気自動車用電池の大容量化に伴い、今後、より高出力化することが予想されておりますが、一方で、現行基準では50キロワットを超える充電設備につきましては変電設備として規制を受けるため、電気自動車の運転手が自ら充電することができないなど、使用実態との合理性を図る必要から、防火安全対策を整備した上で規制範囲の上限を200キロワットに拡大をするものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日、また、経過措置としてこの条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている改正後の火災予防条例に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものとするものでございます。

次に、条例案についてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。

第8条の3は、第44条に急速充電設備を加えたことによる改正でございます。

次に、第11条の2は、急速充電設備の規制範囲の上限を50キロワットから200キロワットに拡大するとともに、第1号及び第13号から第16号に急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を追加するものでございます。

4ページをお開き願います。

第44条は、消防署長に設置を届け出なければならない火を使用する設備等に急速充電設備を加えるものでございます。

附則につきましては、さきにご説明したとおりでございます。

以上が宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の概要の説明でござ

います。よろしく願いをいたします。

- 議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何か質問ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤原光昭君） それでは次に、宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について事務局の説明を求めます。

佐々木総務課長。

- 総務課長（佐々木俊彦君） それでは、資料ナンバー４の１ページをお開き願います。

宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

１の改正の要旨でございますが、地方自治法の改正に伴い所要の改正をしようとするものでございます。

２の改正の内容でございますが、本条例第１条で規定いたします地方自治法の引用条項につきまして、第203条の２第４項を第203条の２第５項に改めるものでございます。これは、地方自治法の改正に伴いまして、引用条項が１項繰り下がったものによるものでございます。

３の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

２ページに改正条例案を添付してございますが、内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上が条例の改正の内容でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについてご質問ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤原光昭君） それでは次に、宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について事務局の説明を求めます。

中村消防次長。

- 消防次長兼総務課長（中村光宏君） それでは、資料ナンバー５をご覧ください。

宮古地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の改正要旨についてご説明いたします。

１ページをお開き願います。

１の改正の趣旨ですが、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、附則の第2項について新型コロナウイルス感染症の定義を病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症に改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

2ページに改正する条例案を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。何か質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎一般廃棄物処理基本計画について

○議長（藤原光昭君） それでは次に、一般廃棄物処理基本計画について事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） それでは、一般廃棄物処理基本計画についてご説明いたしますので、資料のナンバー6の薄い資料のほうをご用意いただきたいと思っております。

資料の1ページをお開きください。

計画策定の趣旨でございます。

中段の図をご覧ください。

現行計画は平成23年度から令和7年度までの15年間を計画期間として策定しております。計画を5年ごとに前期、中期、後期に分け、各計画期間の最終年度に一般廃棄物の発生状況や目標達成状況などを考慮し、改定を行っております。今回、中期計画の最終年度を迎えたことから、現行計画の改定を行うものでございます。

2ページをお開きください。

本地区のごみ処理の現況についてご説明いたします。

右上のごみ総排出量のグラフをご覧ください。

この5年間で約1,300tごみの総排出量が減少し、このうち生活系ごみ量が約1,200t減少しております。一方、その下の1人1日当たりのごみ量のグラフでは、この5年間でごみの排出量が947グラムから988グラムに増加し、生活系ごみも681グラムから697グラムに増加しております。ごみの排出量が減少しているにもかかわらず、1人1日当たりの排出量が増加していることとなります。

主な要因としては、震災復興関連事業などに伴う事業系ごみの増加や外部からの流入人口によるごみ量の増加などに加え、分母となる住基人口に流入人口が登録されていないなどの理由が考えられます。

その下のリサイクル率につきましては、県平均に比べ微減傾向で推移しているところでございます。

一番下のグラフ、ごみ処理経費につきましては、平成30年度まで10億円前後で推移していた経費が令和元年度にかけて前年度比1億3,000万円ほど増加しております。これは、平成27年度から29年度に実施したごみ焼却施設及びし尿処理施設の基幹的設備改良

工事による更新機器に対する維持補修費などの低減効果、こちらがなくなってきたことが主な要因になります。

3 ページをお開きください。

計画の基本フレームでございます。

資源循環型社会の形成を基本理念とし、4つの基本方針に基づき各種施策を推進するとともに、計画目標年次である令和7年度の数値目標を下図のとおり設定いたしました。ごみ排出量及びリサイクル率とも中期計画目標値を達成できなかったことから、中期計画目標値を基本とし、今後5年間の挙動を考慮した上で、それぞれ目標値を設定しております。

なお、組合の目標値につきましては、構成市町村の目標値を基に算出しております。

4 ページに構成市町村の目標値を掲載しておりますので、参考としていただきたいと思っております。

5 ページをお開きください。

目標達成に向けた施策でございます。

これまで実施してきた取組について、構成市町村、組合それぞれの役割分担の下、引き続き推進することとしております。

ページ下の災害廃棄物への対応につきましては、これまでの災害廃棄物への処理対応を踏まえ、構成市町村と連携し適正処理を図るものでございます。

6 ページをお開きください。

次期最終処分場の事業スケジュールを図にしております。令和4年度以降の事業を交付金事業として実施するため、来年度、循環型社会形成推進地域計画を策定し、国からの承認を受けるものでございます。

なお、本体工事につきましては、令和7年度からの3か年事業で計画しているところでございます。

7 ページをお開きください。

生活排水処理基本計画の概要についてご説明いたします。

生活排水の処理主体でございますが、処理施設ごとに、本組合、構成市町村、住民となっております。

計画の主な内容につきましては、生活排水関連施設への接続等の推進とくみ取りし尿などの減少に対応した収集運搬体制の検討並びにし尿処理施設の効率的な管理運営などとなっております。

以上が一般廃棄物処理基本計画の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原光昭君） 事務局より説明がございました。これについて何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 次に進んでもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎一般廃棄物処理施設整備基本構想について

○議長（藤原光昭君） それでは次に、一般廃棄物処理施設整備基本構想について事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） それでは、一般廃棄物処理施設整備基本構想についてご説明しますので、資料ナンバーの7の薄いほうの資料をご用意ください。

資料ナンバー7、一般廃棄物処理施設整備基本構想の1ページをお開きください。

初めに、基本構想の目的でございます。

今後予測される廃棄物の減量に対応した中間処理施設の長期的視点に立った施設運営方針の検討が必要であること、令和10年度供用開始に向け、新設の一般廃棄物最終処分場整備を具体的に進めていく必要があることから、一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定するものでございます。

2、組合に関する現状と将来予測でございます。

下の図をご覧ください。

1、新設の最終処分場につきましては、当面は建設・供用に向けた準備を行い、中長期的には地域や環境に配慮した適切な施設整備運営を目指すものでございます。

2の既存の最終処分場につきましては、当面は終了・廃止に向けた準備を行い、中長期的には埋立終了後の浸出液処理施設の適正管理及び有効な跡地利用の検討を進めるものでございます。

3のごみ焼却施設につきましては、当面は現施設の継続利用を行いながら、中長期的には令和20年度を目途にエネルギー回収施設などを念頭に置いた新設整備を目指すものでございます。

4のリサイクル施設につきましては、当面は現施設の継続利用を行いながら、中長期的には計画的な維持補修と令和29年度を目途に建屋の改修を検討するものでございます。

5のし尿処理施設につきましては、当面は現施設の継続利用を行いながら、中長期的には計画的な維持補修と令和14年度を目途に減少する処理量に対応した設備改修などを検討するものでございます。

2ページをお開きください。

対象施設の整備方針でございます。

まず、（1）として新設の最終処分場につきましては、基本方針として公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、令和10年度から供用開始を目途とする施設整備を実施いたします。

下の図の整備概要の欄をご覧ください。

1、建設予定地につきましては、現在の処分場の隣の沢、B沢を予定しております。

3、埋立容量につきましては、15年分、5万2,000立米を予定しております。

4、型式につきましては、検討結果と併せ後ほどご説明いたします。

浸出液処理能力につきましては、1日当たり40立米を予定しておりますが、地質調査などの結果により変わる可能性があります。

6、施設運営方法及び7、工事発注方式につきましては、検討結果と併せ後ほどご説明いたします。

概算事業費につきましては、総事業費約25億円を見込んでおります。

②型式の検討でございます。

経済性及び跡地利用性などの点で優位であることから、本構想ではオープン型を選定するものでございます。

下の図の概要の欄をご覧ください。

型式はオープン型とクローズド型の2種類ありまして、埋立地を屋根などで覆わない構造のものをオープン型、覆う構造のものをクローズド型といいます。現在稼働している処分場はオープン型となります。

図の右上、評価の欄をご覧ください。

2つを比較した場合、建設費及び維持管理費が安価で跡地利用が容易であることから、型式については、現状と同じオープン型を選定するものでございます。

3ページをお開きください。

③施設運営方法の検討でございます。

最終処分場での活用事例が多く、災害などの事態に速やかに対応できることから、本構想では現行方式と同様の公設公営・運転管理委託を選定するものでございます。

④工事発注方法の検討でございます。

建設工事において、地元への経済効果が得られやすく、発注者側の要望等が確実に反映されるなどの点で優位であることから、本構想では土木工事と浸出液処理施設工事をそれぞれ別に発注する分離発注を選定するものでございます。参考として、土木工事と浸出液処理施設工事を一括で発注する方法との比較を図にまとめておりますので、ご参照いたします。

⑤事業スケジュールにつきましては、一般廃棄物処理基本計画の中でご説明しておりますので、省略させていただきます。

4ページをお開きください。

既存の最終処分場でございます。

①基本方針として令和10年度中に埋立終了となる見込みであることから、最終処分場の廃止基準を満たすため必要な施設整備を実施するとともに、継続運転が予想される浸出液処理施設の計画的な維持補修を行います。また、跡地の有効利用を検討します。

②施設運営方法の検討でございます。

図の下段、対応方針の欄をご覧ください。

今後の方針として、浸出液処理施設については、機器ごとの計画的な維持補修を継続し、埋立地については、再生可能エネルギーによる発電について検討するものでございます。

5ページをお開きください。

ごみ焼却施設でございます。

①基本方針として、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、令和20年度を目途とする新設整備を実施いたします。

②施設運営方法の検討でございます。

図の下段、今後の課題及び対応方針の欄をご覧ください。

今後の課題として、施設の老朽化の進行、処理能力が課題となることによる施設管理の非効率化などが考えられます。特に、ごみ発生分の将来見通しにつきましては、現在の処理能力1日当たり186tに対し、半分以上まで減少することが予測されております。対応方針といたしましては、令和20年度を目途に施設整備の実施を目指し、併せてトータルコスト縮減に向けPFIなどの導入についても検討するものでございます。

6ページをお開きください。

③整備手法の検討でございます。

ごみ焼却施設につきましては、図のとおり3つの整備手法について比較検討を行っております。この中のリニューアルにつきましては、建屋等を生かし、必要な処理能力に機械設備等を更新する手法で、新設する場合と同じ処理能力となります。基幹的設備改良につきましては、建屋等を生かし、処理能力は変えずに機械設備等を更新する手法で、前回の整備手法と同じ手法となります。いずれの手法も建屋を生かすため、解体撤去費が発生しない手法となります。

図の右上、新設整備の評価の欄をご覧ください。

新設整備が費用面や管理運営の効率性の面で優位であることから、新設整備を選定しているところでございます。

7ページをお開きください。

リサイクル施設でございます。

①基本方針として、機械設備について計画的な維持補修を行います。また、施設の長寿命化を図りながら、令和29年度を目途に建屋の改修を検討いたします。

②施設運営方法の検討でございます。

図の下段、対応方針の欄をご覧ください。

リサイクル施設につきましては、他の廃棄物処理施設に比べ腐食性ガスなどの発生が少なく、機械設備も単独設備となっておりますことから、建屋も含め大規模改修ではなく部分改修などによる対応を考えております。その中で、リサイクル品目の追加など、国のリサイクル施策に変化があった場合は、必要に応じ設備の更新などについて検討するものでございます。

最後になります。8ページをお開きください。

し尿処理施設でございます。

①基本方針として、機械設備について計画的な維持補修を行います。また、施設の長寿命化を図りながら、令和14年度を目途とする処理量に対応した設備の改修を検討いたします。

②施設運営方法の検討でございます。

図の下段、対応方針の欄をご覧ください。

し尿処理施設につきましては、今後の処理量の減少に合わせ、2系列ある生物処理系列の1系列を休止する方法により対応が可能となりますことから、リサイクル施設と同様に今後大規模な改修ではなく、計画的な設備等の部分改修などによる対応を考えております。また、減少傾向で推移する処理量への対応として、週末にかけて施設を全停止するサンデーシステムの計画的な運用により処理コストの低減を図っていくものでござ

います。

なお、サンデーシステムの適用による経費削減効果は1日当たり約10万円でございます。

以上が一般廃棄物処理施設整備基本構想の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 事務局より説明がございました。質問ございますか。よろしいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 今の資料ナンバー7の表紙、ブルーで両側を囲った表題のところ、令和2年度一般廃棄物云々基本構想と、これは、令和2年度ですか。

令和2年度ですかと聞いたのは、今、3年度に入ろうとしているのにとという素朴な疑問だったので、なぜ2年度なのかなと思っての質問です。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 令和2年度に策定したので令和2年度という表題がついているところでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） ちょっと説明がもうひとつ足りない。それが、今、令和3年度にあと数日でなるときになぜこのタイミングでの説明になったのかというのが、本当は聞きたい中心点でしたが、もうちょっと早くこういう機会があってもよかったのかなと思ったものですから。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、この基本構想でございます。これ、中長期的な施設の整備、更新あるいは維持管理の方向性を令和2年度に検討し、策定を今年度行ったということで、令和2年度という表題がついているところでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） この冊子の2ページ、この新設最終処分場をやろうとすると、令和10年度から供用開始をめどに以下のような整備をするという中身で、整備概要の3が埋立容量が5万2,000立米、他方で、4ページの既設最終処分場のほうの施設概要の3、埋立容量55万600立米、この5万2,000立米と既設の最終処分場55万というのは、10分の1ぐらいの埋立容量で済むような、今の最終処分場の隣といっても詳しくは分かりませんが、こんな程度で済むのですか。必要量なのかどうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今の補助要綱では10年から15年の埋立容量ということで、現在まで既存の施設については、もう既に35年ぐらい経過しております。35年前の計画では、恐らくこの55万という数字が出たのかなと。そして、この間にリサイクルの普及、分別収集等も普及し、ごみ焼却施設も崎山清掃工場から今の施設に新しくなって、残渣の割合も減っていて、埋立量自体が35年前に比べてかなり減ってきているというのが大きいのかなということで、今回この5万2,000、10分の1の容量ですけれども、必要な容量ということになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすると、今、使っている最終処分場、令和10年度で交代するわけですが、その排出量自体も減ってきているというのも、何十年前から見ればそうだというのも分かるのですが、大きければいいという意味ではないです。できれば少なく済むようにすべきだし、それに向かって努力するというのは当然のことなのですが、あまりにも今までの埋立量の55万立米と5万立米というのは、そうはいつてもかなり違うんじゃないかなと思って、この基本になる部分で本当に大丈夫だなというふうに思ったものですから、いや、課長が大丈夫だと言うのであれば、それを信じていいのですが。

それからもう一つ、この2ページの整備概要の9番目、概算事業費25億円、これも独り歩きするともう今から6年後ぐらいの話になるので、変な意味じゃなくて、いろんな関係者が動くんですよ。25億円といえ、基幹改良よりもはるかにという数字になるので、この必要最小限の用地を確保するというのと費用をできるだけかけないという点では、引き続き検討をしてほしいというふうに思います。

それから、もう一つだけ。4ページ。

大きい（2）の既設最終処分場、今ある最終処分場のこの一番下の今後の課題、それから対応方針の2つ目の黒丸、埋立地を活用した再生可能エネルギーによる発電を検討する。あそこの立地からいって太陽光しか考えられないというのは私の意見ですが、そういうことを想定しているのですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 太陽光ですけれども、これ、全国的に最終処分場の跡地利用のところで、結構事例があります。やり方としては、民間主導型が多いのですが、最終処分場の最終覆土、廃棄物層から50センチ以上覆土しなさいよという法律の規定があって、その50センチの枠の中で基礎を浅めに置く構造の施設というのは全国的にもかなり普及しております。今の処分場は、前段で話があったとおり、かなり容量も大きくて、5万4,000平米ぐらいあります。そのうち一部でも使えばかなりの面積になるので、今後、そういった需要等も含めて検討を進めていきたいということでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすると、これも非常に大きい事業になるのだと思います。それで、発電を検討する内容ですが、これは自家消費、それとも、売電も考えてのことかというのはどうですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今、全国的に普及している一つのスキームですが、民間主導型で、要は、民間業者が太陽光を設置して、そして、その売電収入と設置の経費を検討して設置をする。併せて、自治体のほうには地元貢献ということで、いろいろな方策を出します。自治体ではその用地代を頂くというスキームが一つあります。

ただ、買取り価格によって変わってきますので、その辺も検討したいなと考えております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） じゃ、この点は最後の質問にします。

これ、今、宮古市だと、市長を先頭にドイツに行ってきて、それで再生可能エネルギーをどうやって活用して、宮古市民及び企業が燃料を、灯油だとかガソリンだとか、要するに、そういうものに使っているお金が年間100億円、これが全部外に流れていると、こういう話はもったいない。この100億円、暖房その他のために使う金があるのであれば、地産地消をすべきだということで、かなり本格的に検討を始めていて、ある会社にも投資をします。それも今回提案されているので、その、今、課長が言った、売電をするというのも、これまたなかなか、当初の国の方針と今のこの方針で、今ある電力の電線を活用して云々というのも、非常に、5年、10年前とは話がかなり違ってきているので、言いたかったのは、今、各自治体がいろんなことをやり始めていますので、そういう地産地消の再生エネルギーをどう起こしていくかということと、ぜひ、連携というか、単純ではないと思いますが、一緒にやれという意味じゃないですが、そういう情報もきちんと共有をして、より良いのにやってもらいたいと。

今、課長の説明では、そうか、土地は貸すけれども、民間に参入してもらって、固定資産税等はもらいますよという、端的に言えば、そういうふうに関心はありますが、それも既にそうするというふうに決めているのではないと思うので、その設置の方法についても、ぜひ、いろんな情報、最新の情報を活かしてやってもらいたいなど。

以上です。

答弁があれば。

○議長（藤原光昭君） 大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 今、ご指摘のとおりでございます。

今はまだいろんな可能性を研究しているような状態で、もちろん、宮古市のエネルギー担当部署とも意見交換等々は行っております。まだ、これでいくというふうに決めているわけではありませんので、今、説明した内容を中心に、具体的に本当にちゃんとできるのかどうかを、今後検討して行って、より良い方法でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今日、本会議が3時からですので、ちょっといろいろ遠くから来て、来月選挙だという自治体の議員も来ているので、本会議をあまり長引かせたくない、できれば早く終わりたいという暗黙の期待に応えて、今、全協の場でしゃべっているつもりですが、もう一つだけ、忘れるところでした。

今の冊子の6ページ、ごみ焼却炉の話、この6ページには、このごみ焼却炉を新設整備するという場合、リニューアルする場合、数年前に行った基幹的改良をやった場合の特徴、評価が書いてあって、この新設整備、一番上、その評価、基幹的設備改良やリニューアルと比較しても費用面で最も安価となる。ここ、後の機会でもいいのですが、新設整備することのほうが基幹的改良やリニューアルと比較しても最も安価となるというのは、どこから出てくるのかなというのが、これ見ただけで分からなかったもので、その処理能力もリニューアルの場合には変わらないし、基幹的改良の場合はちょっと違うのですが、ここでこう言い切っている、費用面で最も安価となるということのポイントとなるのは、こういう点の意味でこう言っているというのをちょっと説明してください。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） この比較につきましては、本編の26ページのほうに比較を上げておりますが、令和20年度を目途にした場合、施設の老朽化がかなり進んできます。前回の、基幹改良と違うようになるのが、建屋の部分にも手をつけなければならないというのが、一つ事業費を上げる要因になります。また、実際工事をするに当たって、発生するごみ処理、工事期間中どうしても処理し切れない部分が出てきます。これを外部委託して処理をしなければならなくなりますので、その経費も計上して、リニューアル、基幹改良のほう解体撤去費を含めた新設整備事業費よりも割高になるということでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 途中まで分かったのですが、旧焼却施設の解体撤去は新設整備の場合はやるんですね。リニューアルも基幹改良も解体撤去費は発生しない。それでも、他の理由で、そういうのも含めても費用面で最も安価になると。詳しくは26ページに書いてあると。ここまではまだ見ていませんので、ちゃんと見ます。

終わります。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進みます。

◎消防指令業務の共同運用について

○議長（藤原光昭君） 消防指令業務の共同運用について事務局の説明を求めます。

石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） 消防本部指令課の石田でございます。よろしく申し上げます。

資料ナンバー8をお願いいたします。

まず初めに、消防指令業務の共同運用についてでございますが、これは、県内各消防本部の消防指令センターを1か所に集約し、共同で運用しようとするものでございます。

資料の1ページをお開き願います。

1、検討の背景及び目的になります。

消防の指令業務は、119番通報の受信から出動指令まで重要な役割を担うものであり、それぞれの消防本部が独自で消防指令センターを整備し運用しています。しかし、近年の多様化する各種災害や大規模地震への備えとして、迅速かつ効果的な消防指令業務が求められております。また、将来の人口減少等により、市町村の財源の不足が予想される中で、消防指令業務の共同運用推進の国の方針を踏まえ、全国の消防本部が効率的な消防力の運用について検討を行ってまいりました。

後ろに添付しております別紙1、岩手県内の消防指令センター現況位置図をご覧ください。

岩手県内には12の消防本部がございます。平成28年から盛岡、北上、奥州金ヶ崎消防本部が共同運用を開始しております。そのほかの消防本部は現在単独で運用しております。

次に、裏面の別紙2をご覧ください。

(1)は、現在それぞれの消防本部が単独で運用しているところを示したものになります。

下の(2)は、共同運用をイメージしており、県内1か所に消防指令センターを集約、一元管理し、運用しているところを示しております。

資料の1ページにお戻りください。

これまでの検討経過になります。

国の方針に基づきまして、岩手県におきましても消防の広域化や消防指令業務の共同運用について検討を続けてまいりました。その中で、多くの消防本部が高額となります消防指令センターの更新費用が課題となっており、それらの経費の節減と財政支援が得られます共同運用への期待が大きいことが分かりました。

これらの課題を解決するために、昨年10月に岩手県消防指令センター共同運用化検討委員会を設置し、協議を開始いたしました。

3、消防指令業務の共同運用におけるメリットとデメリットになります。

まず、メリットといたしましては、施設を集約することで施設の整備費が節減される。施設の整備費に国の財政支援が得られる。国や県、それから関係機関との連携が図られることなどが挙げられます。

次に、デメリットといたしましては、土地勘のない指令員が受信し対応する場合があります。回線の延伸により通信費の増加が予想される。各消防本部で部隊の運用や出動体制に違いがあることなどが挙げられます。

なお、デメリットにつきましては、今後の協議の中で解決や縮小に取り組んでまいります。

4、宮古消防本部の現状になります。

当消防本部におきましても、高額となります消防指令センターの更新を控えており、県内の消防本部の更新状況に注目しながら共同運用の参加について検討を進めてまいりました。

表は、宮古消防本部消防指令センターの更新計画になります。

令和8年度に消防指令センターの更新工事が予定されております。この更新に係る整備費につきましては、業者の見積りで4億9,500万円となります。

続いて、令和11年度には消防救急無線設備の更新工事となります。これも業者見積りで5億6,200万円となります。

なお、消防指令施設は大きく分けて、119番を受信します消防指令センターと災害等出動中の車両との連絡のための消防救急無線設備の2つになります。

次のページをお開き願います。

消防指令センターの更新費用と運用経費になります。

現在、共同運用に参加が決定しております県内10の消防本部と宮古消防本部が単独で運用した場合の更新に係る概算費用を比較したものになります。

表をご覧ください。

岩手県全体のところで、県内10の消防本部がそれぞれ単独で整備した場合にかかる費

用の合計は45億5,400万円となります。これを1か所に集約し共同で整備しますと28億9,900万円となり、16億5,500万円の節減となります。

宮古消防本部が単独で整備した場合にかかる費用は4億9,500万円となります。これと比べ、共同で整備した場合の28億9,900万円を県内の人口で案分しますと、宮古消防本部の負担額は3億1,600万円となり、1億7,900万円の節減が見込まれます。

次の表をご覧ください。

10年間における運用経費について比較したのになります。当消防本部が現在のまま単独運用した場合、更新費用を含めた運用経費を試算しますと、10年間で合計6億2,300万円となります。共同運用した場合の概算ですが、10年間で5億3,500万円となる見込みであり、8,800万円の節減となります。

なお、国の方針により、共同運用することで、更新時の整備費3億1,600万円につきましては、財政支援を活用することができ、さらに経費の節減が図られます。

6、今後のスケジュールになります。

消防指令センターの共同運用につきましては、協議会方式が計画されております。3月には協議に関する確認書の取り交わしを行い、7月までに参加する各消防本部で協議会設置に向けた規約の承認や協議会設置について議会の議決を経て、8月には協議会が設置される予定となっております。

なお、共同運用いたします消防指令センターは、令和8年4月の運用開始を予定しており、現在の岩手県央消防指令センターがあります盛岡消防本部内に集約・整備することを計画しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて質問ありますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 消防指令業務の共同運用について、こういう検討をするということ自体に疑問があるわけでは全然ありませんが、今、この消防指令業務に限らず、いろんなところで国からのデジタル庁を設置することを柱として、あらゆる分野でこういう類いのやつがどんどん出ているんです。

そこで、共同運用でなくて、宮古消防本部が単独でこれまでの業務を続けていくとして、業務上ではどういう具体的な何か困り事、障がい、そういうものが出てくるのでしょうか。その基本的な、私は常々、改良する、改善する、それは、現状のままでいくとこういう支障が生まれるから、だからこういう改善が必要だというのが、論理の組立てはそうだと思っているんです。

そこで、現状のまま、宮古消防署本部が単独でこの業務についてやっていったと仮定をしたときに、どういう不都合、または、業務上で重大な支障があるということの説明も聞きたいのですが、どうでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） お答えいたします。

共同運用の目的のところですけども、やはり、一番理想的なのは、自前の賄いで今

後も続けていったほうが理想だとは思いますが、ただし、東日本大震災のときもそうでしたけれども、今後予想されます大規模な災害といった場合に、やはり、自前の消防本部だけでは対応できなくなると。そういったときに指令センターを共同することで、情報がいち早く集約できて、宮古消防本部内で対応できないときにもすぐ県内の消防本部の応援派遣がもらえる。それと、やはり、今の消防力、指令センターのまま継続できればいいのですけれども、今後、人口減少が予想されます。そういったときに、やはり高額となる整備費、維持費といったところが大きい問題となってくるのではないかなと思っております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今、冒頭に、使い勝手というか、そういう表現ではありませんでしたが、今のままでも使い勝手というか、特別何か支障があるわけではないが、大震災の経験、それから、今後起こるかもしれないいろんな日本海溝、千島海溝のような地震だとか、そういうときに、スピーディーに情報をキャッチしやすいし、それを基に対応も早くできるというような、書いてあるような説明だったと思うのですが、そういうのというのは、現状のシステムの中では、私はできると思って、宮古市役所の中にある危機管理センターもそういうふうになっているんです、今。全部が全部、本当に一から百までそうかどうかまではちょっと分かりませんが、この間、我々がその中をのぞいて危機管理課から説明を受けたのでも、大震災を踏まえてこういうふうなシステムにしているという説明でしたので、ただ、そこが消防の業務については全くの素人で分からないので、これ以上推測めいた発言はかえってまずいと思うので、しませんが、ぜひ、平たく言えば、広域行政組合の主要な業務というのは、ごみをどうやって適切に管理し増やさないようにして環境を守っていくかということと、この消防の業務と、住民の安全安心をどうやって守るべきかということに尽きると思うのですが、そういう視点で、もう一度見たときに、あと、我々の場合は大震災の苦い経験、苦いというのはマイナスのことだけじゃなく、いずれ、そういう経験もしているんで、あのときに困ったことなんかをやっぱり……

○議長（藤原光昭君） 落合議員、簡潔にしてください。時間押していますので。

○9番（落合久三君） そうというような意味でしたので、ぜひ、この運用経費、更新費用を比較すると1億8,000万円も節減になるというのも、結論だけ言われてもびんどこないところあるので、ぜひ、どこかのタイミングでもう一度説明を聞きたいなと思っております。以上です。

○議長（藤原光昭君） それでは次に……

（黒沢議員「議長、一つだけ。」と呼ぶ）

○議長（藤原光昭君） はい。

○11番（黒沢一成君） 共同運用のほうが保守費用が高くなるのですけれども、それがなぜなのかを簡単に説明をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） 保守費用につきましては、やはり、システムが県内1つを集約するというところで、大きいシステムになってきますので、そういった面では保守経費

のほうはかかってまいります。ただ、10年間で考えたときに、最初に施設を整備するところで費用の節減あるいは国の財政支援が受けられるということで、10年間でトータルすれば、やはり大きな節減になります。

○議長（藤原光昭君） 黒沢議員。

○11番（黒沢一成君） 一回まとめるから割れば少なくなるような気がするけれども、そういうふうが増えていくというのか、割った後に。

○議長（藤原光昭君） 石田指令課長。

○指令課長（石田康典君） やはり、指令センターが管轄する範囲が広がってきますので、それなりに施設も大きくなりますので。

今現在、宮古広域管内は7万人の人口の部分の管轄しておりますけれども、今度は県の10消防本部になりますと、100万人を超える管轄人口になってきますので、そういったところで各消防本部、各署に整備していく機械の部分もやっぱり大きくなっていくのかなと思います。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

（黒沢議員「分からないけれども、いいです」と呼ぶ）

○議長（藤原光昭君） そのほか。

豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） 豊間根です。

一つは同じような形なのですけれども、いわゆる、アバウトな中で、共同であれば、単独であればということで、それぞれの費用等の相違が出ておりますが、この部分に対しての裏づけといたしまして、こういうことだからこのぐらいに減っていく、そして、保守管理がこのような形になるという部分を、やっぱり、こういうふうな大きい事業の場合は、しっかりとしたそういうものの裏づけを資料に添付していただいて、説明して、今後どのように住民の安全を守っていくのかということとはしっかりと明示していただきたいと思うんですよ。

一つひとつ取り上げれば、いろんな素朴な疑問がそれぞれありますけれども、この状況から見ていきますと、共同運用方式で走っていくと、そのような気持ちでのご提案なのではないでしょうか。そこを聞かせてください。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 2年度に各消防本部で検討しまして、協議会方式で共同運用をしていくということで決まっております。3年度になったら、協議会の立ち上げに向けて準備を進めて、その設置になったら、その中でいろいろな経費とかを決めていく形になっております。

○議長（藤原光昭君） 豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） そうしますと、協議会方式という部分がこれから始まっていくという前提としていることが、共同運用方式をメインにして、そのような形で協議会をつくってというのが今年という答弁だったのでしょいか。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） そのとおりです。現在は協議会方式ということで進めておりま

す。

○議長（藤原光昭君） 豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） そうしますと、今、説明いただいた部分を基にした中で協議会で県下それぞれの部署と相談をしながら、話をまとめていくということになっているということですね。分かりました。

いずれ、そこのところを、しっかりとした今後の方向性というか、こういう理由でこういうふうになるという部分も含めた中で、詳しい資料があれば、後からまた頂きたいと思いますが、いずれ、それは分かりました。

○議長（藤原光昭君） 私からですが、まだ質問が有るのを止めるのも大変あれなんです、3時遅れると市長のほうに連絡しなければならないということもございますが……
（落合議員「じゃ、意見ではないですが……」と呼ぶ）

○議長（藤原光昭君） はい。

○9番（落合久三君） これのもうちょっと詳しい資料を後で、今日でなくていいですが、提示してほしいと思います。そうすれば、もっと理解が深まるかもしれませんので、それをお願いしたいのですが。

○議長（藤原光昭君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 分かりました。これから、協議会の設置に向けて準備進めていきますので、その中で出た資料とかというのをある程度の段階になったらお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原光昭君） 次に進みます。

◎令和3年度宮古地区広域行政組合議会の運営について

○議長（藤原光昭君） 次に、令和3年度宮古地区広域行政組合議会の運営について事務局の説明を求めます。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木俊彦君） 大変申し訳ありません。本会議の時間もありますので、要点というか、お話ししたいところだけに絞ってお話をいたします。

令和3年度の組合議会の運営でございますが、3の議会運営委員会の委員の選任のところにも書いてございますが、委員会条例を改正しまして、それが4月1日から施行となります。したがって、議会運営委員会委員の選任方法が本会議場でも若干変わりますので、その部分が今回ここに記載しているところでございます。

もう一点でございます。

前回の9月の全協でご質問があったところでございますが、議会運営委員会の副委員長が辞任する場合でございますが、これまでも議会運営におきまして、書面の提出は要してはございませんので、今後におきましても、この書面の提出は要しないというふうなことを本日申し上げて、ご説明に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま説明がございました。これでよろしいでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

- 議長（藤原光昭君） 次に、その他でございますが、事務局ございますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
-

◎閉 会

- 議長（藤原光昭君） ないようでございますので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

午後 2時50分閉会
